



# 税が27年度より改正されます

課税課 (☎826-1111 内線2493)

## 原動機付自転車及び二輪車等

地方税法改正に伴い、平成27年度から原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の税率が引上げとなります。

車種区分		税率(年額)		
		平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊自動車	二輪	1,600円	2,000円	
	農耕用四輪	1,000cc以下	2,400円	3,000円
		1,000cc超	3,100円	3,900円
	その他	4,700円	5,900円	
	軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円		

## 三輪及び四輪以上の軽自動車

四輪などは、平成27年4月1日以降に新規登録する車両から新税率(表②)、最初の新規検査年月日から13年を経過した車両は、平成28年度から割増税額(表③)が適用されます。

軽自動車車種区分		税率(年額)*		
		①現行 平成27年3月31日 までの登録車	②新税率 平成27年4月1日 以降の登録車	③割増税額 登録後13年超 重課税率
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

\*新税額が適用される年度は、最初の新規検査年月日によって異なります。

- ◎平成27年3月31日までに登録/登録後13年経過後の年度から③が適用  
(新車の登録が平成14年度以前の軽自動車は、平成28年度から③が適用)
- ◎平成27年4月1日登録/平成27年度から②が適用
- ◎平成27年4月2日以降に登録/平成28年度から②適用

## 廃車手続きはお済ですか?

原動機付自転車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に課税されます。すでに他人に譲ったり、盗難にあたりして軽自動車(原付)を所有していない場合は、必ず廃車または、滅失の手続きを行ってください。

## 2月で1歳になる赤ちゃんを募集!!

申込方法/①誕生日、②住所、③氏名(ふりがな)、④電話番号、⑤一言(25文字以内)を記入し、写真を添えて広報広聴課へ郵送、メール(kouho@city.tsuchiura.lg.jp)または直接

申込締切/12月26日(金)

\*2月上・中旬号に分けての掲載。応募写真は返却できませんので、ご了承ください。

### 赤ちゃんの写真応募のお願い



#### 2ポイント

- ①頭がきれていない写真
- ②25文字には記号(!,♡,♪)など含まず

